平成２９年（フ）第５４３号
川崎市高津区子母口481番地１　ハイライズ子母口　303
債務者　橋本　弘子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３５８６号
大阪府寝屋川市下木田町16番18―501号
債務者　小林　　宏
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６７８号
大阪府高槻市富田町４丁目15番23号、前住所大阪府高槻市郡家新町57番６号　第２ガーベラハイツ203号
債務者　直江　万由（旧姓大井）
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５１号
沖縄県中頭郡読谷村字渡慶次1196番地
債務者　矢野　恭平
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第５６号
栃木県佐野市免鳥町448番地１　サンハイツ５
債務者　鈴木　麗子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第６９号
栃木県足利市新山町2241番地４　フォレストリア足利新山801号、住民票上の住所栃木県足利市新山町2241番地４　パールマンション新山Ⅱ801号
債務者　鈴木　浩之
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第７２号
栃木県佐野市堀米町2690番地　シティハイツ知野101、前住所栃木県佐野市船津川町1743番地２
債務者　金井田　徹
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第２０２号
福岡市西区野方５丁目16番６号
破産者　株式会社アイジーエー
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４１５号
福岡市博多区井相田３丁目３番21号
破産者　株式会社アペック・ケー
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４５１号
福岡市博多区神屋町７番１―201号
破産者　株式会社スリービー
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４９号
栃木県芳賀郡茂木町大字馬門2676番地
破産者　宮下　修二
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１９４号
栃木県小山市西城南５丁目28番地14　セントリー城南103号、前住所栃木県小山市西城南４丁目30番地10
破産者　伊藤　瑞穂
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２７７号
栃木県那須塩原市鍋掛1085番地837　ポルテ鍋掛103号、前住所埼玉県八潮市八潮７丁目41番地12
破産者　本間　寛朗
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２９４号
栃木県宇都宮市錦２丁目３番３号
破産者　株式会社宗像ホールディングス
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６２７号
埼玉県吉川市木売２丁目14番地５
破産者　株式会社中西
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１６０号
茨城県桜川市岩瀬2616番地
破産者　株式会社桜川ファーム
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２５８号
埼玉県草加市青柳５丁目31番28号
破産者　有限会社オオバエンジニアリング
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２５９号
埼玉県草加市青柳５丁目31番28号
破産者　有限会社タイコー
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係